

## 1. 計画の基本事項

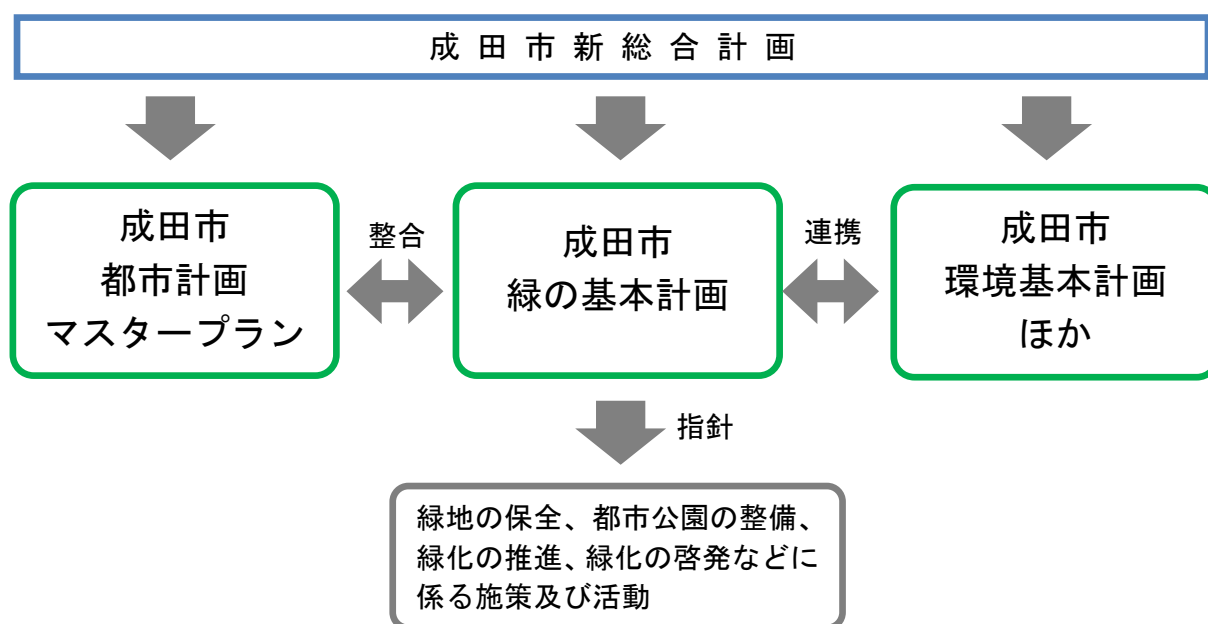
### 1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市民や事業者などの民有地における緑地の保全や緑化など、緑全般に関する計画です。

### 1-2 計画の位置づけと背景

旧成田市では平成8年に「成田市緑の基本計画」を策定、目標年次を平成22年としていたことから、緑の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、新たな「緑の基本計画」を策定するものです。

また、平成18年に「成田市新総合計画」、平成20年「成田市都市計画マスタープラン」が策定されており、これらの計画と整合をとった計画となるよう位置づけられています。



### 1-3 目標年次

緑の基本計画は市の総合施策における緑部門の基本計画であることから、成田市新総合計画、成田市都市計画マスタープランとの整合を図り、平成37年（2025年）の都市像を展望しつつ、平成27年（2015年）を本計画の目標年次とします。

### 1-4 計画対象区域と対象とする緑

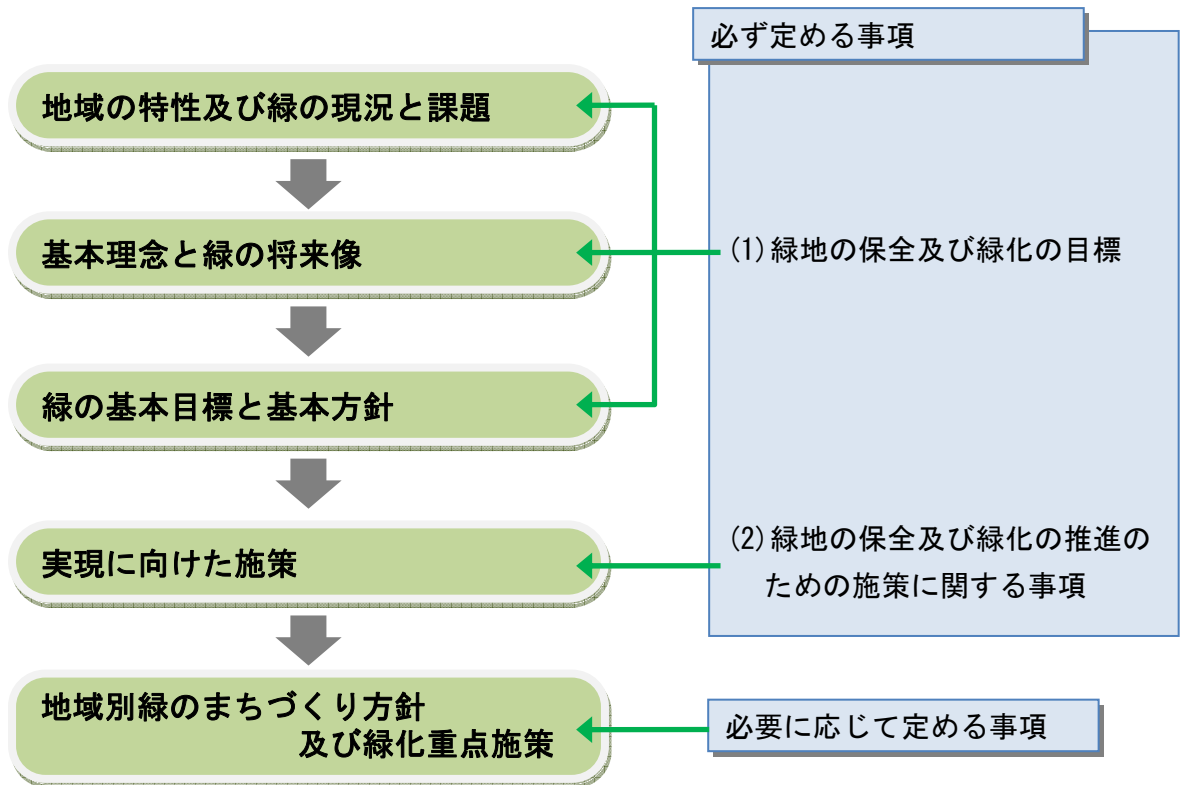
成田市は市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とします。

この計画で対象とする「緑」は、市域内における以下のものを対象とします。

- ・公園、緑地、緑道、樹林地、里山、農地、谷津田、河川・水辺、湖沼、ため池
- ・道路や学校等の公共施設の緑地または緑に覆われたオープンスペース
- ・民有地の緑地または緑に覆われたオープンスペース

### 1-5 計画の構成

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第2項において「必ず定める事項」と「必要に応じて定める事項」を設けることとなっており、本計画では以下の構成でまとめています。



## 1-6 緑の5つの機能

### ① やすらぎ、健康増進

植物の緑を眺めることは、人にやすらぎ、癒しを与えます。また、緑の空間は市民の多様なニーズに対応して、スポーツ・レクリエーションや体験の場として活用されることを通じて、健康増進、コミュニティ育成などにも効果があります。

### ② 気候緩和、環境改善

緑は植物の蒸散作用により周辺の熱環境を緩和する機能があります。また、住宅地のまわりの緑は強風や騒音を低減する機能や大気を浄化する機能があります。

さらに、適正に管理された緑は、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の吸収・固定や酸素を発生させる機能を持っています。

### ③ 自然景観形成

成田の緑の風景である谷津田、里山や寺社林などは、郷土の景観を形成します。また、水辺の緑や街路樹などがまち並みに風格と潤いを与えます。

### ④ 生物多様性の確保

緑は、多様な生物の生息・生育場所となり生態系を支える基盤としての機能をもっています。また、それらを緑道や水辺と連携することで生態系のネットワークが形成されます。

緑の空間では、生物とふれあい、観察することなどで、学校教育や研究実践の場として活用されます。

### ⑤ 災害・防災、避難地など都市の安全性確保

樹木は、地震時などの災害時に火災延焼を防止します。また、公園などのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援活動の拠点として利用されます。また、斜面緑地などは土砂災害を防止します。